

決裁文書についての調査の結果

○ 昨年2月に本件が国会で取り上げられて以降、昨年2月下旬から4月にかけて、財務省理財局において、下記の決裁文書について、書き換えが行われていたことを確認した。

1. 貸付決議書（平成27年4月28日、5月27日）
2. 売払決議書（平成28年6月14日）
3. 特例承認の決裁文書（平成27年2月4日、4月30日）

○ このほか、主として上記の決裁文書の書き換えの内容を反映するかたちで、残り9件の決裁文書の書き換えが行われており、計14の決裁文書について書き換えが行われていることを確認した。

- ・ 承諾書の提出について（平成26年6月30日）
- ・ 未利用国有地等の処分等の相手方の決定通知について（平成27年2月20日）
- ・ 予定価格の決定について（年額貸付料（定期借地））（平成27年4月27日）
- ・ 特別会計所属普通財産の処理方針の決定について（平成27年4月28日）
- ・ 有益費支払いに関する意見について（照会）（平成28年2月25日）
- ・ 有益費支払いに関する三者合意書の締結について（平成28年3月29日）
- ・ 国有財産の鑑定評価委託業務について（平成28年4月14日）
- ・ 予定価格の決定（売払価格）及び相手方への価格通知について
（平成28年5月31日）
- ・ 特別会計所属普通財産の処理方針の決定について（平成28年6月14日）

（以上）

編注：本資料では、文書の書き換え（文字の修正及び削除）を「改竄」と定義し、改竄箇所の文字は青文字で示し、下線を付した。

なお、財務省からは、以下各文書の表紙（決議（決裁）書の1枚目）が、国会に対して提出されていない。

表紙には決議（決裁）者及び決議（決裁）までに文書を読み押印した理財局職員の印影が残されているはずであり、誰が起案し、目を通し、そして誰が決議（決裁）したかが一目瞭然となる重要な書類である。財務省はこれもまた、隠蔽したのだろうか？重大な疑念を抱かざるを得ない。

野党はこの点も追及すべきである。